

和解することについて

交通事故に関し和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年12月6日 提出

周南市長 藤井律子

記

1 和解に係る事故の概要

令和3年12月27日（月）午後5時34分頃、周南市緑町3丁目の市道北山合田町線三差路交差点において、走行中の相手方車両が、右折車両の左側に停車しようとした際、街路樹の枝に接触したことから、当該街路樹及び相手方車両が損傷した事故

2 相手方

住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
[REDACTED]

3 和解条項

- (1) 周南市は相手方に対し、本件事故に関する相手方の車両損害725,208円の3割にあたる損害賠償金として、金217,562円を相手方指定口座に支払う。
- (2) 相手方は周南市に対し、本件事故に関する周南市の街路樹損害233,200円の7割にあたる損害賠償金として、金163,240円を周南市指定口座に支払う。また、周南市が定めた支払期限までに支払いがなく、支払督促等に応じず支払いがなかった場合、民法等の法律に基づき、遅延損害金を請求する場合がある。

(3) 本件示談の他、周南市、相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認する。